

最終処分場の浸出水処理後の水質測定

令和3年度

測定項目 (単位)	基準値 ¹⁾	6月9日	7月15日	8月5日	9月9日	10月7日	11月11日	12月から休止		
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03 以下					0.006				
シアン化合物 (mg/L)	1 以下					0.1 未満				
有機燐化合物 (mg/L)	1 以下					0.01 未満				
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.005 未満				
六価クロム化合物 (mg/L)	0.5 以下					0.01 未満				
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.005 未満				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下					0.0005 未満				
アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出					不検出				
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下					0.0002 未満				
トリクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下					0.0005 未満				
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下					0.0005 未満				
ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下					0.0005 未満				
四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下					0.0005 未満				
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下					0.0005 未満				
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	1.0 以下					0.0005 未満				
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下					0.0005 未満				
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下					0.0005 未満				
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下					0.0005 未満				
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下					0.0005 未満				
チウラム (mg/L)	0.06 以下					0.005 未満				
シマジン (mg/L)	0.03 以下					0.002 未満				
チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下					0.003 未満				
ベンゼン (mg/L)	0.1 以下					0.0005 未満				
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下					0.005				
ほう素及びその化合物 (mg/L)	230 以下					0.6				
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	15 以下					1 未満				
1,4ジオキサン (mg/L)	0.5 以下					0.017				
フェノール類 (mg/L)	5 以下					0.1 未満				
銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下					0.1				
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	2 以下					0.03				
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下					0.2 未満				
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下					0.36				
クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下					0.01 未満				
ダイオキシン類 ²⁾ (pg-TEQ/L)	10 以下					0.000048				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/L)	380 未満	39.0	39	42	37	41	38			
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	6.6	6.8	6.9	6.7	6.7	6.6			
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600 未満	0.8	0.5未満	1.6	0.6	0.5 未満	0.5未満			
浮遊物質(SS) (mg/L)	600 未満	11.0	3	5	8	10	8			
ノルマルヘキサン抽出物質、鉱油類含有量 (mg/L)	5 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5 未満	0.5未満			
ノルマルヘキサン抽出物質、動植物油脂類含有量 (mg/L)	30 以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5 未満	0.5未満			
窒素含有量 (mg/L)	240 未満	85.0	87	110	130	95	74			
磷含有量 (mg/L)	32 未満	0.019	0.031	0.028	0.021	0.049	0.034			
温度 (°C)	45 未満	12.2	16.3	14.4	18.2	16.1	11.5			
よう素消費量 (mg/L)	220 未満	5.3	0.5未満	2.2	0.8	1.5	1.3			
化学的酸素要求量(COD) (mg/L)	-					220				
大腸菌 (個/cm ³)	-					30 未満				

1) 基準値は「下水道排除基準」の値である。

2) 毒性当量は定量下限値未満を0として算出。(「日本工業規格 K0312」に準じた算出値)